

## 2010 年 日本山岳救助機構 (jRO) 会員の皆様

日本山岳救助機構合同会社

### jRO 日本山岳救助機構 2010 年の事後分担金の通知とご報告 2009 年事後分担金の精算についてのお知らせ

## 2010 年 事後分担金のご通知：**600 円**

事後分担金とは、各年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に発生した、カバレージ制度の対象額(遭難救助費用補填金及び臨時費用補填金)の総額を、会員総数で除したものです。

### 会員期間開始日が属する計算期間の、事後分担金のお支払をお願い申し上げます。

2010 年度の計算期間は 2010 年 1 月 1 日～12 月 31 日です。この期間に会員期間が開始された会員の皆様に、1 会員あたり 600 円の事後分担金のお支払をお願い申し上げます。

団体・家族会員の方は、それぞれの会員期間ではなく、本会員の会員期間開始日(管理期間)が 2010/1/1 から 2010/12/31 の場合に、2010 年の事後分担金の支払い義務が発生しますので、ご注意ください(各会員の開始日が 2010 年に属してなくても、本会員開始日(管理期間)が 2010 年の場合には、2010 年の事後分担金をご負担いただいております。ご了承をお願いいたします)。なお、事後分担金には団体割引・家族割引等はありません。

\* 計算値は P2 をご参照ください。

## 2009 年 支払済事後分担金精算額の確定および相殺(割引)額：**▲400 円(除く退会者)**

2009 年の事後分担金に関しては、当初 800 円と算出しましたが、2010/11/10 現在ほぼ確定し、結果として事後分担金としてお支払いいただいた金額の総額が、2009 カバレージ対象額を上回ったため、2009 年の事後分担金をお支払いいただき、2010 年も jRO 会員の方に 400 円を相殺(割引)をさせていただきます。

### 対象；2010 年 jRO 会員かつ 2009 年事後分担金支払済(2009 会員) (退会者等を除く)

**注意；** 2010 年 jRO 会員で、2009 年事後分担金をお支払いいただいた方でも、次の方には相殺処理を行うことができません。ご容赦いただけますようお願いいたします。

相殺(割引)ができないケース

- すでに退会済 または 2010 年は jRO 会員でない場合(2010 事後分担金の案内、2010 から 2011 への継続案内が作成されない者)
- 2009 年の本会員がすでに退会している
  - 2009 年は個人会員で、2010 継続時に jRO 個人を退会処理、あらたに団体へ加入した場合など
- 2009 年と 2010 年で、本会員が異なる場合(団体を変更した場合など)
  - 可能な場合でも、2009 年の事後分担金をお支払いいただいた 2009 の本会員ではなく、2010 の本会員へ相殺(割引)処理が行われます。
  - 詳しくは 2010 から 2011 への別途継続の案内をご参照ください。

\* 計算値は P3 をご参照ください

**上記対象の方の 2010 年事後分担金は、1 会員あたり 200 円(600 円－400 円)です！！**

# 2010 事故分担金 600 円の計算方法；

文書にて正式に事故受付を行い、カバレージ対象の遭難事故のみ掲載

月	遭難発生場所	遭難概要	被害	カバレージ 支払済	未払い 対象g見込額	支払 済	ヘリ 使用 あり	ヘリ 種類 警察	備考
1	尾瀬	下山予定日を過ぎても、下山なし。連絡不通のため、下山予定日翌日、沼田署に届け出、翌日富士見平付近で救助隊が発見、救助する。	なし	¥68,348	¥0	済	あり	警察	
1	八海山 スキー場外	スキー滑走中、崖から滑落。完全埋没する。同行者に掘り出してもらいが、動くことができず、六日町八海山スキー場のレスキューに救助を要請		¥0	¥150,000	未	なし		スキー場レスキュー
3	野沢温泉周辺 スキー場外	バックカントリー(スキー場外)を滑走中立ち木に激突し、右足を骨折。友人が救助要請し救助される	骨折	¥0	¥100,000	未	なし		スキー場パトロールほか
3	南ア甲斐駒ヶ岳	9合目付近から滑落 約500m 落下 1600頃 防災ヘリにて収容	死亡	¥239,000	¥0	済	あり	防災	ほか 山小屋従業員など
6	北ア 濁沢カール	登山中に転倒 左下腿を骨折し、動けなくなり 低体温死 単独行	死亡	¥411,330	¥0	済	あり	警察	
7	北アルプス 北穂高岳	下山中、足を滑らせ5-6m下の沢に横に3-4回回転しながら転落した。その際岩場で左足下肢を強打し、裂傷を負う。濁沢到着後出血に気がつき、臨時診療所で応急措置をした医師より、動脈を切り、出血がひどいため、医師、県警山岳救助隊と相談し、救助要請。	裂傷	¥244,125	¥0	済	あり	民間	
8	南アルプス 北岳	4尾根取付テラスに向かう2P目で、トップをしている際に滑落。負傷したもの。	打撲 ほか	¥0	¥150,000	未	なし		
9	八海山	稜線を縦走中、尾根南側へ滑落し、約200m下の沢へ 転落した。	死亡	¥0	¥400,000	未	なし		
		小計		¥962,803	¥800,000		あり	警察	
支払総額 (= 支払済+残存見込額)				¥1,762,803	11/10現在(ほぼ確定と思われる金額)				
推計値	11/10現在_未報告案件及び11/10以降発生案件に対応するため、			¥6,600,000	*下記参照				
2010年事後分担金 算出の際の基礎数字				¥8,362,803	2010事後分担金計算の分子				
2010年会員総数 11月10日現在のエラーなし会員総数				13,332	2010事後分担金の分母				
2010年暫定 事後分担金				¥600	627 円の100円未満を切捨て算出				

## \*推計値の算出について 660 万円 jRO カバレージ満額約 2 名分としました。

これまで2009年12月には2件、2008年12月には3件のカバレージ対象となる遭難事故が発生しており、そのうちの1件はほぼ満額のカバレージの支払いとなりました。また一般的に、12月の遭難件数は他月に比べ多く、積雪期のため捜索救助費用も高額となる傾向にあります。さらに2009末の会員数約1万名に比べて、会員は1.3倍(約1.3万人)となり、事故件数もそのまま1.3倍とはならないと思いますが、その分増えると考えるのが妥当です。

さらに、遭難事故の発生からその通知までいたい1カ月以上かかるケースが大変多いのが現状です。

したがって、11月上旬において事後分担金を算出する場合、10月の未報告事案から含める必要があると考えます。推計値は、ある程度のマージンを取っているものの、660万円という数字は現在のjROの規約では最大の支払が起きた場合には、2名分未満の金額であり、決して過大なものではないと考えています。

なお、2010年のカバレージ制度対象金額が確定されるのは、おそらく翌年2011年秋以降。過不足が大きく発生した場合は、今回継続時の2009支払済の事後分担金同様、翌年の継続時に相殺処理を行う予定です。

## ▲400円 2009年事後分担金の精算額 相殺処理の計算：

昨年の事後分担金(800円)算出時は推計値を入れて、8,059,605円を分子とし算出しましたが、2010年11月10日現在 支払額と回収に関しては以下のような状態となっております。新規の事故はまずありえず、したがってこれ以上の金額になるとは考えにくいと、2010年の事後分担金を算出する際に、2009年の精算の扱いを決めさせていただきました。

### 2009年のカバレッジ対象額(確定) 3,468,989円

月	遭難発生場所	カバレッジ対象額_済	遭難概要
1	那須 峰の茶屋付近	¥569,362	1/2 入山後 行方不明となる 1/5所属山岳会メンバーにより遺体発見。翌1/6遺体収容
3	唐松岳	¥111,355	6名パーティーのうち2名が滑落する。うち1名を発見し、一緒にビバーク。3/3救助される。
3	北アルプス 唐松岳	¥213,300	氷の上の新雪に足を滑らせて滑落。滑落中に左足を骨折。悪天候が続き、救助が行われぬまま、2夜山中に閉じ込められ、凍死
3	北アルプス 唐松岳	¥50,000	下山中 滑落 翌3/2 ヘリコプターにて救助
3	八ヶ岳 赤岳	¥569,475	6名パーティーにて下山時滑落
4	鹿島槍ヶ岳	¥295,483	滑落したパートナーの救助要請のために下山中 凍死
4	鹿島槍ヶ岳	¥295,483	滑落し、ロープに宙づりとなり 凍死
6	八ヶ岳 赤岳	¥143,300	地藏尾根付近より 滑落
8	新潟県 飯豊山	¥8,649	8/8 入山 入山した直後にルートを誤り 下山道を見出せなくなったため、救助要請。8/11救助隊に先導されて下山
8	中央アルプス 東横川	¥294,164	クライムダウン中、5-6mの滝の中ほどから滑落。歩行ができなくなる
12	飯田市 黒石岳_千代峠間稜線	¥513,697	黒石岳_千代峠間稜線 1472m地点より合戸峠に向かっている尾根を下降中、押出沢側に滑落 1070m地点に ヘッドランプ 帽子、たき火跡発見。再びさらに滑落 3ピッチほど下降した地点で遺体発見。
12	那須 毘沙門沢	¥404,721	日帰りで朝日岳に向うも、積雪多く 毘沙門沢を下降路に使用するが、同日下山できず、2日間のビバークののち 自力下山
	2009 カバレッジ対象額	¥3,468,989	ほぼ確定

上記 カバレッジ事故の確定状況 及び、下記NSSによる口座振替状況、ゆうちょ振替による支払状況により、2009年事後分担金の確定精算額は、**1名あたり▲400円の相殺**としました。100円未満を切捨てしているのは、請求処理・精算処理を、できるだけ誤りなく簡便に行うためと、万が一カバレッジ対象金額が、お支払いいただいた事後分担金を上廻った場合のためです。なお、本相殺(割引)処理は、2010年のjRO会員のうち2009の事後分担金を支払済の方(2009会員)を対象とします(退会者等対象外)が、一部システム上の問題で対応できないケースがございます。詳細p1

2009事後分担金の回収状況	NSS 口座振替請求	振替不能	完了	口振率	
1/27から10/27_口座振替実績	¥8,285,500	¥403,100	¥7,882,400	95.135%	
ゆうちょへの支払			¥164,800		自発的支払 及び 口振り不能者催促による
11/27口座振替見込	¥275,200	¥13,600	¥261,600	95%	*下記方法にて算出2010/11/10
	11/27 不能額算出 275200x不能率5%=13760÷800=17.2 下げて17x800=13600の見込				
TOTAL			¥8,308,800		全ての支払い方法での事後分担金支払済予定人数
	回収事後分担金金額(一部予想)		¥8,308,800		jRO会員からお支払いいただいた事後分担金総額
B	事後分担金支払済人数		10,386		Total÷800
2009 確定事後分担金			¥3,468,989		受付済事故全件確定済
A	超過額		¥4,839,811		8308800-3468989
B	事後分担金支払い済人数		10,386		
A/B	支払済事後分担金精算額		¥400	¥466	A÷Bより100円未満を切捨て

# jRO NEWS 3年目（2010年）の概況についてのご報告

## 2010 事後分担金について： 600 円または 200 円

ご注意： 2010年jRO 会員で2009年事後分担金をお支払いの方には精算処理(-¥400)が行われます。適用についてはp1、事後分担金、及び2009年事後分担金精算額計算についてはp2.3をご参照ください。

	2009 支払済 事後分担金精算額	2010 事後分担金	トータル
<b>2009 年事後分担金支払者</b> (2009年以前入会)	▲ ¥ 400	¥ 600-	¥ 200-
<b>2010 年jRO 会員(10年入会)</b> (2009年事後分担金支払無=2009jRO 会員でない場合)	0	¥ 600-	¥ 600-

## 会員人数について： 13,000 名を超えました。

おかげさまで、初年度開始年度の倍を上回る会員数1万3千名の壁を無事に超えることができました。

制度上、規模が大きければ、それだけ、事後分担金が安くなるという訳ではありませんが、やはり、ある程度の規模を持つことにより、運営の安定化ができると思っております。

## 事故状況について： 病気による遭難事故がありませんでした。

2010年、09年同様事故はあまり発生しませんでした。(2010/11月現在)  
P2事故の2010カバレッジ対象支払済金額の内訳を記します。

搜索救助費用			
有料救助隊	161,330		
民間ヘリ	244,125		
救助者交通費	0	<b>臨時費用</b>	
救助者宿泊	0	遺体搬送費	400,000
救助者食費	3,106	駆けつけ費用	115,954
消耗品費	807	謝礼代	32,685
通信費	4,796		
<b>小計</b>	<b>¥ 414,164</b>	<b>小計</b>	<b>¥ 548,639</b>
<b>支払済 カバレッジ合計</b>			<b>¥ 962,803</b>

\*搜索救助活動を伴わない 交通費及び宿泊費は駆けつけ費用にて処理しております。

2010年事後分担金の算出については上記支払済のほか、未請求、未報告案件も推計の上、決定しています

## 継続のお手続きについて： 会員資格によって異なります！！

●個人&家族 自動継続となります。継続の場合は、なにもする必要はありません(口座にエラーが出ている場合を除く) 退会<sup>1</sup>希望の場合は締切日までに退会届けを事務センターまでご請求のうえ、記入捺印してご提出下さい。

●団体の場合： 継続者&退会者の確認と、新規に入会する者のリストを締切日までにご提出ください。締切日までに提出がない場合には全会員分の事後分担金のみを口座に請求させていただき、継続を行わない事務処理(退会処理)をとらせていただきます。

詳しくは 満期 継続の案内をご参照ください。

<sup>1</sup> 退会の場合でも会員期間に発生した事後分担金はお支払いいただきますので、ご了承をお願い申し上げます。